

観音寺市総合振興計画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観音寺市総合振興計画審議会条例（平成18年観音寺市条例第3号）第2条の規定に基づき、観音寺市総合振興計画審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募は、次に掲げる事項について、広報紙、ホームページ等を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 主な協議内容
- (3) 委嘱期間
- (4) 会議開催回数
- (5) 応募資格
- (6) 募集人数
- (7) 応募方法
- (8) 選考結果の通知方法
- (9) 問合せ先
- (10) その他必要と認める事項

(応募資格)

第3条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 委員として委嘱される日において本市に住所を有すること。
- (2) 委嘱日の属する年度の4月1日時点で18歳以上であること。
- (3) 夜間に開催される会議に出席できること。
- (4) 本市の議会議員及び職員でないこと。

(応募方法)

第4条 委員の応募方法は、観音寺市総合振興計画審議会委員応募申込書（別記様式）（以下「応募申込書」という。）によるものとする。

- 2 前項に規定する応募申込書は、別に定める期日までに政策部企画課に提出しなければならない。
- 3 応募が郵送による場合は、別に定める期日の消印の日までを有効とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、委員の応募方法は、別に定める期日までに観音寺市総合振興計画審議会委員応募申込フォーム（電子計算機を利用して、第1項の応募申込書の内容を入力できる申込フォームをいう。）から送信することをもって応募申込書に代えることができる。

(選考方法等)

第5条 応募者の中から委員を選考するため、政策部長、総務部長、教育部長、政策部企画課長、

総務部総務課長、教育部教育総務課長及び必要に応じ政策部長が指名する者で構成する観音寺市総合振興計画審議会委員選考審査会（以下「選考審査会」という。）を置く。

- 2 選考審査会は、提出された応募申込書の内容に加え、年齢、性別、地域等のバランスを考慮した選考を行い、選考結果を市長に報告しなければならない。
- 3 選考審査会は非公開とする。
- 4 選考審査会の庶務は、政策部企画課で行う。

（選考結果の通知方法）

第6条 市長は、前条の選考審査会を実施したときは、応募した者に対し、その結果を通知するものとする。

（委嘱）

第7条 市長は、選考審査会で決定した者を委員に委嘱するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和8年6月19日から施行する。